

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

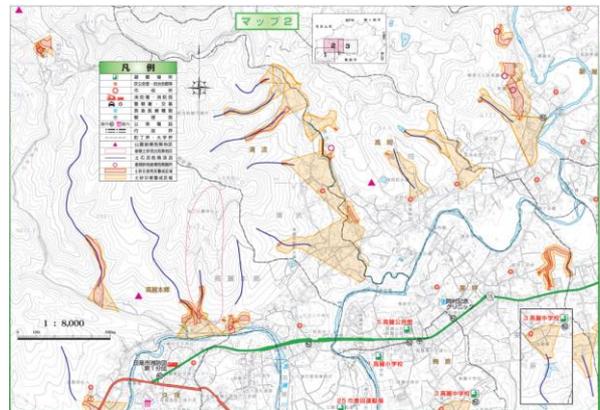
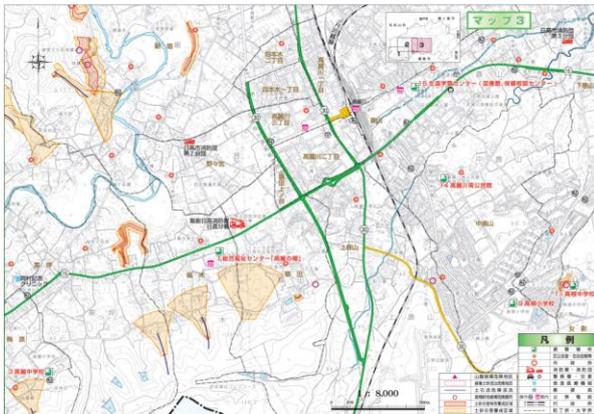
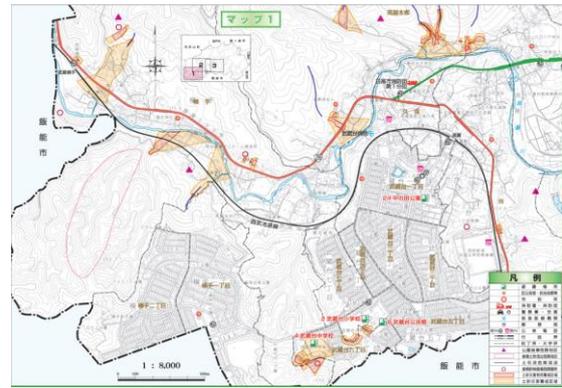
I 現状

(1) 地域の被害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

土砂災害に関して当市における地区別の土砂災害等危険箇所数は以下の通りである。

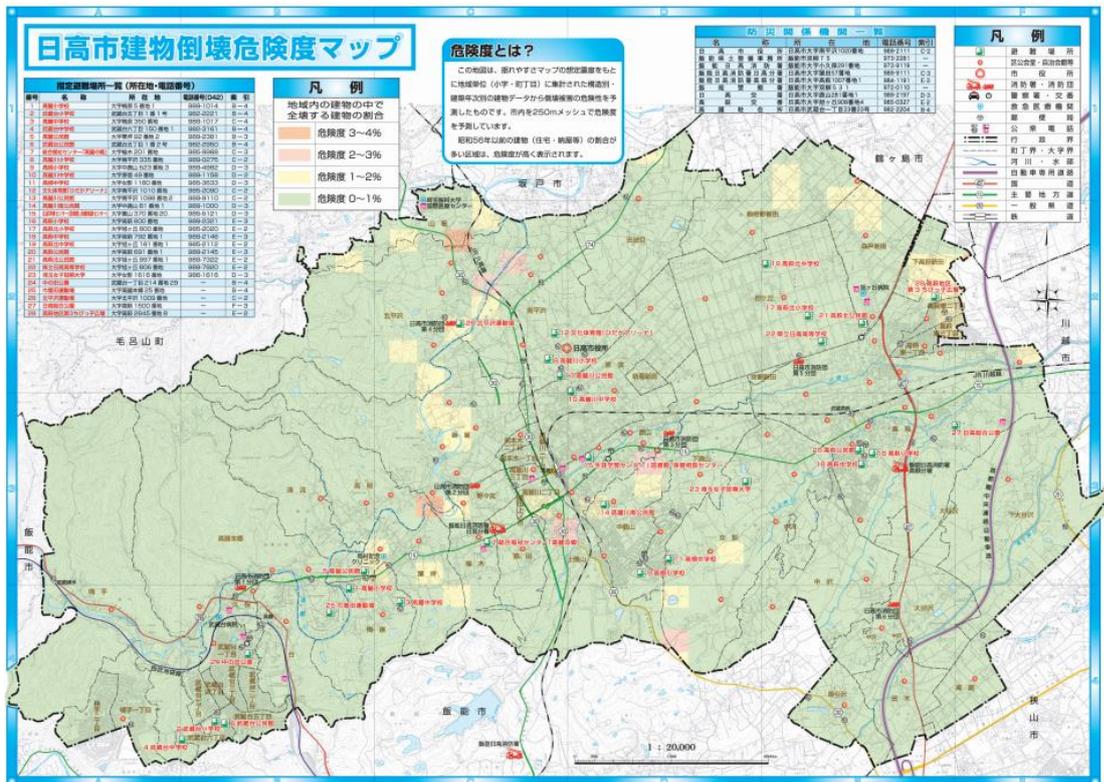
市内の土砂災害等警戒区域等は、全域で 50 箇所（令和元年度末）あり、地区別では以下のマップ 1～3 の地域で土砂災害の危険性が高い。（下記図参照）



【参考文献：日高市土砂災害ハザードマップ】

(地震：ハザードマップ)

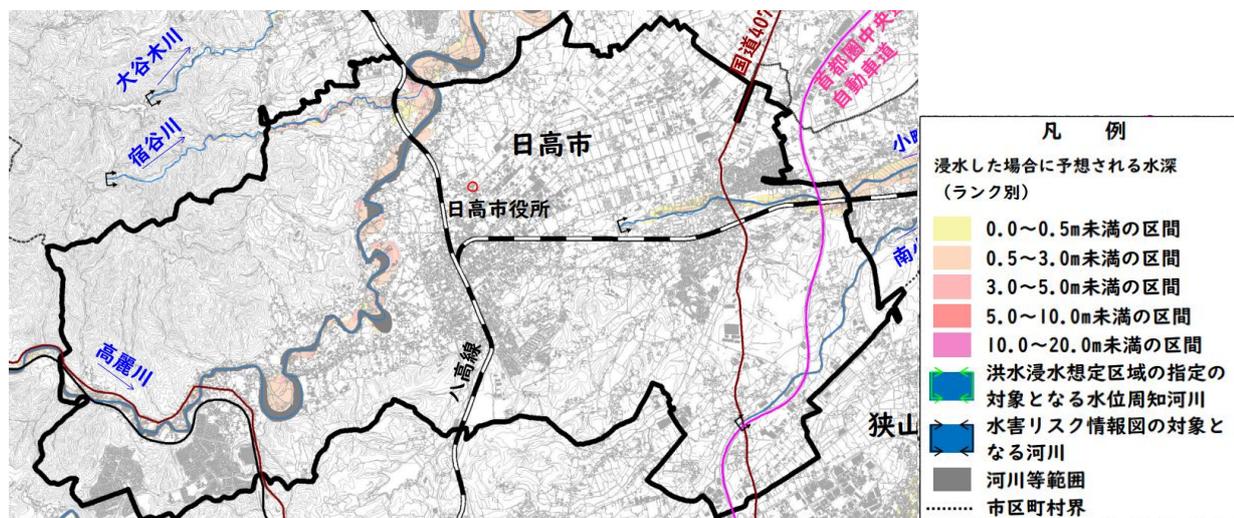
当市が今後 30 年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率は、地震ハザードステーション (J-SHIS) によると、震度震度 5 弱 99.2%の確率で発生すると言われている。
 また当市のハザードマップを見ると、当会を含む近隣地域において建物倒壊危険度マップで、建物被害率 (地域内の建物の中で全壊する建物の割合) は 0~1%である。(下記図参照)



【参考文献：日高市地震ハザードマップ 建物倒壊危険度マップ】

(水害：リスク情報図)

当市における水害リスク危険箇所は以下の通りであり、高麗川流域及び小畔川流域が挙げられる。(下記図参照)



【参考文献：荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図 (想定最大規模)】

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,682 社（うち小規模事業者数 1,308 件）

【商工業者数の内訳】

平成 28 年 6 月 1 日現在

製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
282	285	78	277	179	475	106	1,682

【参考文献：平成 28 年度経済センサスによる商工業者数（業種別）】

(3) これまでの取組

1) 当会の取組

- ・災害・BCP対策として、大地震対応マニュアル作成
- ・事業者BCP対策セミナーの開催
- ・ビジネス総合保険（全国連）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済 埼玉県火災共済協同組合の周知及び加入促進
- ・防災備品（段ボールベッド、非常食、非常時電源、テント等）の完備

2) 当市の取組

- ・防災用品の備蓄（備蓄食料については、定期的な入れ替えを実施）
- ・日高市地震ハザードマップの発行（平成 27 年 3 月）
- ・日高市土砂災害ハザードマップの発行（平成 27 年 3 月）
- ・日高市地域防災計画の改訂（平成 30 年 6 月）
- ・防災訓練の実施（令和元年 9 月）
- ・職員向け避難所開設説明会の実施（令和 2 年 9 月）
- ・広報塔聞き直しサービスを開始（令和 2 年 12 月）
- ・ひだか防災メールの配信開始（令和 3 年 1 月）
- ・職員参集訓練の実施（令和 3 年 3 月）
- ・日高市複合型ハザードマップの発行（令和 3 年 7 月予定）
- ・土のうステーション設置（令和 3 年度予定）

II 課題

現状では緊急時の取組について日高市と商工会間で漠然的な取り決めにとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には 損害 保険・ 災害 共済に対する助言を加える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

- ・現状（上記の危機管理マニュアル）では、事前対策と初動対応が中心に置かれ、事業継続の体制作りが策定されていないため、BCPの策定が必要である。
- ・初動対応時の避難訓練や職員安否確認の訓練が十分でない。
- ・対策本部の立ち上げ基準が明確でない。対策本部の立ち上げ訓練を行い、不明確な点を加筆することが必要である。
- ・市や埼玉県商工会連合会と連携した連絡などの訓練が為されていない。
- ・危機管理マニュアルには優先業務と記載があるが、事業継続の観点から、何が優先業務（重要業務）なのか明記されていない。
- ・優先業務継続のボトルネック（必要となる職員の人数など）の抽出が為されていない。
- ・ボトルネックを解消する手段や方法が明記されていない。
- ・優先業務の継続に必要な従業員数と災害時に参集可能な職員数の対比が為されていない。

＜小規模事業者への支援についての課題＞

- ・自然災害の少ない地域であるため、事業者自身が災害リスクへの認識があまり高くない。
- ・自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

Ⅲ目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知【当会】

- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・巡回経営指導時に、日高市策定の自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。(休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入)
- ・小規模事業者に対し、専門家を招き、事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介し事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・発災時の避難訓練やけが人の救助訓練 (AED 使用等)、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続力計画の作成

災害・BCP対策として、大地震対応マニュアルを2016年に作成しており、当会のホームページに掲載しているが、地震に特化した内容になっているため、2022年3月末までに商工会機能を継続するための事業継続力強化計画を作成する。

3) 関係団体等との連携【当会】

- ・日高市との災害時協力に関する協定を結んでいる事業者との間で協定事項と災害発生時の連携手続きの確認を行う。(協定事項とは：飲料水生活用水の供給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供など)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携、専門家派遣を依頼。会員事業者以外も対象とした、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施し、災害からの早期復旧の重要性の認知度向上を図る。
- ・地域内事業所と一定の契約数実績のある「埼玉県火災共済協同組合」と連携し、災害共済の

啓蒙・普及推進を図り、小規模事業者のBCP計画策定を推進する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ【当会、当市】

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・日高市役所産業振興課との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施【当会、当市】

- ・地震等の発生を想定して、日高市役所産業振興課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後原則3時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を当市と当会で共有する)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理をおこなうとともに、職員の手洗い・マスク着用等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日高市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当市と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

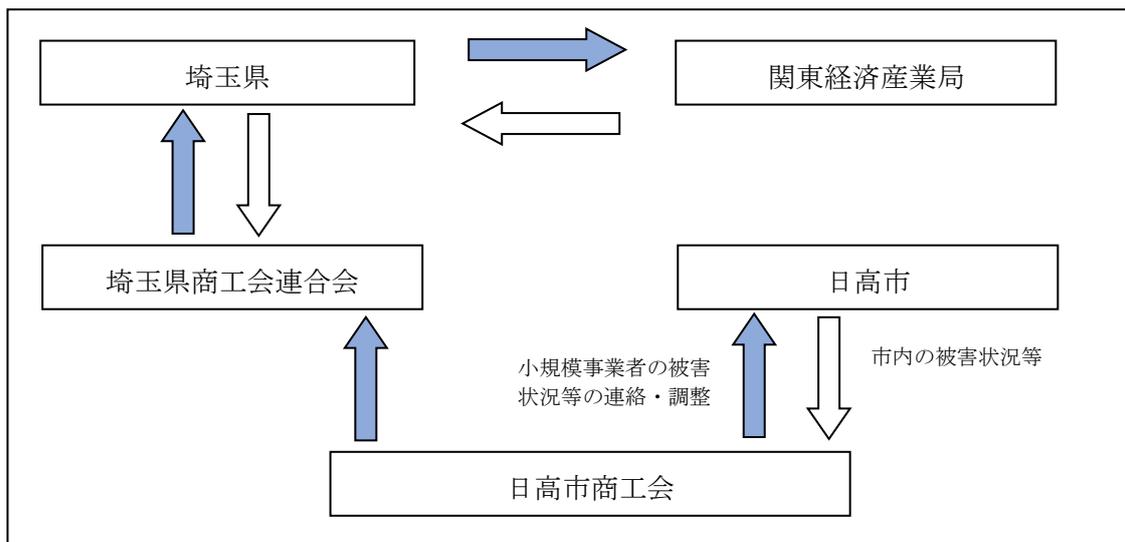
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当会と日高市は被害情報を以下の間隔を目安に状況に応じて共有する。

発災後～1週間	1日に3回程度共有する
1週間～2週間	1日に2回程度共有する
4週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、埼玉県の指定する方法にて当会または当市より埼玉県へ報告する。



事業継続力強化支援計画に係るスキーム図

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、日高市と協議し、状況に応じて安全性が確認された場所において当会が特別相談窓口を設置する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当市の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や埼玉県商工会連合会と協議する。
- ・災害からの復旧を図るための資金調達等の経営相談について、法定経営指導員等が対応する。
- ・救援物資や復興工事等の要請については、該当する事業所情報を提供し、速やかに地域内の復旧に対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

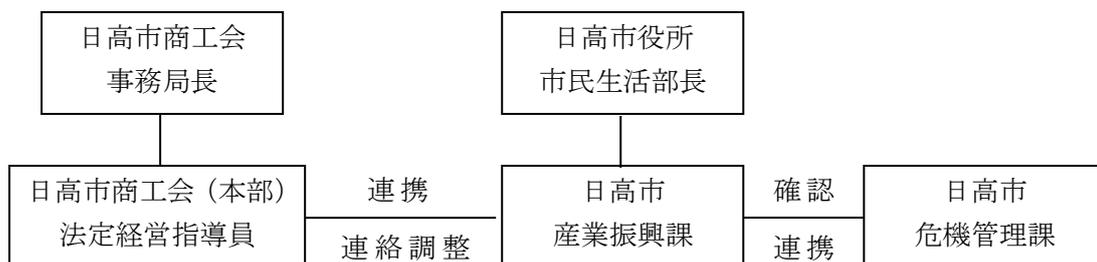
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 栗原 洋一 (連絡先は後述 (3) ①参照)
経営指導員 桑原 浩 (連絡先は後述 (3) ①参照)
経営指導員 角屋 陸 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認等、見直し等フォローアップ 1年に1回以上

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

日高市商工会
〒350-1206 埼玉県日高市南平沢1083
TEL: 042-985-2311 / FAX: 042-985-2312
E-mail: hidaka@syokoukai.jp

②関係市町村

日高市役所 市民生活部 産業振興課 (本庁舎3階)
〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地
TEL: 042-989-2111(代表) / FAX: 042-989-2316

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
チラシ郵送代	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日高市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階	II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長代行 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容	
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催	II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割	
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成	II 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット 等の広報物提供
連携体制図等	